

(案)

府科事第〇号
令和4年5月〇日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会

「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」
に関する意見の聴取について

医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプランを、別添のとおり策定するに当たり、原子力委員会設置法（昭和30年12月19日法律第188号）第26条第2項の規定に基づき、医療現場でのラジオアイソトープ利用促進に向けた制度・体制の整備、ラジオアイソトープ製造・利用のための研究基盤や人材、ネットワークの強化等のうち、安全の確保に関係がある事項について、貴委員会の意見を求めます。